

東京大学臨床医療システムAI研究推進機構内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について(令和8年3月19日総長裁定)第2条第2項に基づく組織としてプロボストオフィス機構等運営委員会の下に設置される東京大学臨床医療システムAI研究推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、国内外の大学、研究機関及び企業との連携により、競争力の高い臨床医療システムAIを開発し、臨床を中心とする医療システムの課題解決に寄与する研究を推進することで、生成AI分野における我が国の国際的地位を一層強固にするとともに、健康医療の飛躍的な発展を図り、もって国民生活の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 臨床医療システムAIに関する研究及び人材育成の推進
- (2) 生成AI開発基盤その他の研究基盤の構築並びに運用及び管理
- (3) 臨床医療システムAIに関するシンポジウムその他の学術的会合の開催
- (4) 機構における研究成果の社会への還元
- (5) 生成AIに関する社会的受容性及び法制度の調査
- (6) 臨床医療システムAIに関する政策的又は社会的な提言
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織等)

第4条 機構に、兼任教員、特任教員、特任研究員、事務職員、特任専門員、特任専門職員等を置くことができる。

(機構長)

第5条 機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の教職員のうちからプロボストが指名する。
- 3 機構長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は1年とする。

(副機構長)

第6条 機構に、副機構長を置くことができる。

- 2 副機構長は、本学の教授のうちから機構長が指名する。
- 3 副機構長の任期は、機構長が定める期間とし、再任を妨げない。ただし、その任期の

末日は、当該副機構長を指名する機構長の任期の末日以前でなければならない。

4 機構長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、機構長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者に機構長が委嘱する。

(1) 機構に係る部局の長又は部局の長が推薦する当該部局の教員 若干名

(2) その他機構長が必要と認めた本学教員 若干名

5 前各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、生産技術研究所事務部で行う。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。